小作爭議調査表

No. 81

(月報番號第三七號)

(昭和八年十月分)

項目	内容
場所	企救郡西谷村大字徳吉
關係人員	地主 塚本忠次 外五名 小作人 梅田熊吉 外九名
地主關係團体	勧農地主組合
原因	小作人側は昭和七年度凶作なりとして小作料四割減を要求したるも地主側に於て拒絶したる為小倉裁判所に小作調停を申請せり
發生	昭和八年六月四日
終熄	昭和〃年一〇月二六日
關係地種類面積	田 一町八段四畝二十歩
小作人關係團体	全農福岡縣聯合会西谷支部
要求事項	小作料四割減要求
經過	七月十八日以來數回に亘り調停委員会を開催したるも纏らず九月十八日更に西谷村役場に於て委員会開催したるも、小作人側は全農縣聯合會幹部長佐保高及西谷村支部員五十名の應援を得て三割減を固持し、双方讓らず散会す。小作人側は地主の態度強硬に憤激し佐保高は十月八日は附近小作人十名及全村長行の小作人三十名を動員し強硬地主を訪問し、三割減並に永久小作を歎願し、解決
結果	別紙の通り

(備考)右件は [illegible] 十月十七日 [illegible] 郡西谷村 [illegible]

財團法人協調會福岡出張所

備考
紙あらしむ有く画策中、 六月二十七日地方裁判所小倉支部にて第一回口頭弁論開催し小作人側は ○離作料 三百円 ○今年の耕作と支障なき限り篁擬事を認むること に讓歩したるも纏らず、 七月十二日第二回法外調停開催したるも纏らず散会 全日、小作人側は小作調停を申請す。 八月二十五日企救郡小倉公会堂に於て第四回調停委員会開催し離作料百五十円、昭和七年度小作米返還のこととして解決すべく斡旋したるも地主側は應ぜず散会せり 十月二十四日企救郡役場にて第三回調停委員会開催したるが双方自説を固持したるも委員長の斡旋の寄りの提唱により遂に下記條件にて解決せり